

令和 6 年度主要事業について

○ 主要事業の取組状況

(令和 6 年度予算事業)

事業名	事業内容
小学校大規模改造事業 (熊野第三小学校南校舎 改築事業)	「熊野町学校施設長寿命化計画」に基づき、熊野第三小学校南校舎の改築に向けた基本計画及び基本設計を実施した。 ・熊野第三小学校南校舎改築基本計画・基本設計業務 事業費：4,200,900 円 契約等：令和 6 年 5 月 30 日 (株式会社 車田建築設計事務所) 令和 7 年 3 月 31 日 完了
小学校大規模改造事業 (熊野第三小学校体育館 吊物照明改修事業)	老朽化が著しい熊野第三小学校体育館吊物照明の改修工事を実施し、児童の安全や学習環境の改善を図るとともに、指定避難所の防災機能を強化した。 ・熊野第三小学校体育館吊物照明改修工事 事業費：3,223,000 円 契約等：令和 6 年 10 月 31 日 (山方電工 有限会社) 令和 7 年 3 月 31 日 完了
町民会館施設管理事業 (町民会館アスファルト 舗装改修事業)	損傷が著しい町民会館敷地内のアスファルト舗装改修工事を実施し、施設利用者の安全安心な利用環境を確保した。 ・熊野町民会館舗装補修工事 事業費：19,910,000 円 契約等：令和 6 年 11 月 28 日 (株式会社 熊野技建) 令和 7 年 3 月 31 日 完了
社会体育施設管理事業 (町民体育館アリーナ改 修事業)	町民体育館アリーナ床面の老朽化及び競技ルール改正によるライン変更等により、その利用に支障が生じていることから、床面の修繕及び新たなラインの焼付けの改修工事を実施した。 ・熊野町民体育館床ライン改修工事 事業費：5,436,200 円 契約等：令和 6 年 9 月 30 日 (株式会社 ユニサス) 令和 6 年 12 月 24 日 完了

令和 6 年度重点取組事項の実績等について

No.	事項名	取組実績	課題等
1	コミュニティ・スクール (CS) の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 各小中学校の学校運営協議会委員による研修会や学習会、実践交流会を開催し、各学校の取組事例の共有や CS 委員の役割について協議した。(各回 50 人程度が参加) ● 廿日市市立大野東中学校への視察は相手方の都合により中止。 ● 各小中学校の学校運営協議会へ参加し、取組の熟度等を把握し、助言等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習会等で得られた知見により学校ごとに特色ある取組を行っているが、これを統括する組織の検討など、町全体の取組として各学校の活動を後押しする仕組みが必要。
2	地域・学校協働活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「広島版学びから始まる地域づくりプロジェクト事業」において、東防災交流センターにおいて防災をテーマとした地域協働活動を実施した。 ● 熊野東防災サバイバルプロジェクト会議を開催し、炊き出し訓練を兼ねたふるさとウォーキング(初神地区)を実施した。(住民、児童生徒、プロジェクトメンバー等 78 人が参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多岐にわたる地域課題と本事業のテーマである「防災」や「つながり」の関連付けが必要。 ● 地域コミュニティのさらなる醸成が必要。
3	児童生徒の主体的な学びを促す授業改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「がんくまプロジェクト」として、両中学校区でそれぞれ「探究的な学習」と「道徳教育」を通じた授業研究に取り組むとともに、学びの変革推進協議会において個別最適な学びの充実に向けて取り組んだ。 ● 各学校の授業研究会に加え、全教職員対象の特別支援教育の視点を取り入れた研修、個別最適な学びに関わる研修を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校の連携による教員の授業力向上、ICT を活用した授業改善や校務 DX など、本プロジェクトの取組を「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実につなげることが必要。
4	学校給食の食缶方式への移行	<ul style="list-style-type: none"> ● 食缶方式による全員喫食の学校給食を令和 7 年秋から提供することとし、公募型プロポーザルにより委託事業者(株式会社日米クック)を選定・契約した。 ● 担当教員等で構成する食缶方式移行準備委員会を組織し、学校における受入れを円滑に行うための協議を行った。(受入れの準備・流れ、アレルギー対応、給食着の規格、給食指導等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者・児童生徒の準備(給食申込やアレルギー対応、給食着の準備等)、学校の受入れ(設備備品の調達、学校ごとの配送・配膳計画の確定等)を円滑に行うための準備・周知が必要。
5	熊野第三小学校南校舎改築事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設劣化の状況等を踏まえ、学校全体の将来的な配置を勘案した整備方針を定めた。 ● 「学校施設長寿命化計画」に定める目指すべき姿や、保護者・教職員アンケート等を踏まえ、南校舎の建替えに係る基本設計を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本計画・基本設計を踏まえ、実施設計業務への早期着手が必要。
6	「第 4 次子どもの読書活動推進計画」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第 3 次子どもの読書活動推進計画」の計画期間が令和 6 年度末で終了するため、新たに「第 4 次子どもの読書活動推進計画」を策定した。 ● 担当教員で構成する司書連絡会において次期計画について協議を行い、第 3 次計画の実績把握を各小中学校等へ行うとともに、児童生徒へのアンケートを行った。 ● 「くまどく事業」の見直しを行い、くまどくチャレンジ月間の周知やデジタルノートによる集計など、発達段階に応じた取組内容・指標を設定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 見直し後の「くまどく事業」について、各園所、小中学校への周知・徹底が必要。 ● 第 4 次計画の各種指標達成による読書活動の推進について、関係機関相互の連携を一層強化することが必要。

令和7年度 施政方針（概要版）

はじめに

昨年11月、町民の皆様から、5期目となる町政の重責を託されることとなりました。平成20年の町長就任以来、町民の皆様からの負託に応えるべく、これまで各種施策に取り組んでまいりました。

本町を取り巻く情勢を的確に捉え、熊野町が、今後も発展していくよう、引き続き皆様とともに未来に向けたまちづくりを推進してまいり所存であります。

令和7年度町政運営の基本方針

1つ目は、「第6次熊野町総合計画に掲げた取組の推進」です。

令和7年度は、令和2年度に策定した第6次熊野町総合計画の掲げる総合戦略や基本施策の達成状況の評価年度となることから、これまでの取組や成果を検証し、目標達成に向けた取組を進めてまいります。

2つ目は、「子育て世代に選ばれるまちづくりの推進」です。

子育て世代の経済的負担軽減につながる支援の充実を図るとともに、「移住・定住施策」としての子育て世代の住宅取得者に対する交付金など、子育て世代に選ばれるまちづくりを進めてまいります。

3つ目は、「災害に強いまちづくりの推進」です。

引き続き防災・減災対策に取り組み、安心・安全で強靱なまちづくりを進めてまいります。

令和7年度の主要施策と取り組み

令和7年度の主要施策と取り組みを、総合計画の基本目標に沿って申し上げます。

【基本目標1 誰もが元気で健やかに暮らせるまち】

子育て支援施策におきましては、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「熊野町子ども計画」に基づき、子ども・子育て支援制度を充実させ、子育てしやすい町の実現に向けて取り組んでまいります。

保育所の待機児童対策でございますが、近年、転入世帯の増加などに伴って急激に保育ニーズが高

まる中、誰もが安心して子どもを預けられるよう、引き続き保育施設を運営する法人と連携して、受入れ体制の確保に努めるために、施設整備への支援、保育士確保に関する補助金制度を設けて支援してまいります。

切れ目のない相談支援として、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体化する「熊野町こども家庭センター」を設置し、必要な支援につなげる伴走型支援に取り組んでまいります。

高齢者施策でございますが、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年を迎え、ますます介護ニーズが高まることが予想されます。その中で、「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、「地域ケア会議」を開催し、多職種連携の推進、地域力の向上に繋げるよう取り組みを進めてまいります。

また、こうした各取組の充実に加え、多岐に亘る複雑かつ複合的な不安や課題に対応するため、関係部署や様々な分野の関係者が連携し、重層的に支援を行うことが出来る体制の整備と地域づくりに向けた取り組みを進めてまいります。

【基本目標2 学ぶ力と豊かな心を育むまち】

教育施策として、「学び続ける力の育成」、「思いやりの深化」、「学校・地域等の連携強化」を重点的に取り組んでまいります。

学校教育におきましては、良好な教育環境を確保するため、学校施設長寿命化計画に基づき、熊野第三小学校南校舎の改築や、小中学校の施設改修に取り組んでまいります。

学校給食では、令和7年度2学期から食缶方式による全員給食へ移行し、温かい給食の提供や更なる食育の推進を図ってまいります。

【基本目標3 活力と魅力に満ちた元気なまち】

移住定住促進策として、子育て世代の定住を促進するため、一定要件の住宅取得者に対し交付金を支給する事業を引き続き実施するとともに、東京圏からのUターン人材を呼び込むため、県と連携

した移住支援金制度を引き続き実施してまいります。

また、客観的な視点で地域の活性化に取り組む都市部からの人材を求めするため、地域おこし協力隊制度の活用に取り組みます。

ふるさと納税につきましては、新たな返礼品開発などの「返礼品の拡充」や「効果的なPR」等により、多くの人に本町の魅力や地域資源を認知してもらうことで、リピーターの定着や関係人口の増加につなげるとともに、町内事業者の販売促進等を支援してまいります。

「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が交付されることを受け、住民への生活支援策として、水道基本料金を2ヶ月分免除する費用の確保とともに、上水道の未給水世帯へ同等の生活支援金を交付します。

【基本目標4 安心・安全で快適に暮らせるまち】

防犯対策では、録画機能付きインターフォンや防犯カメラの設置を希望する世帯へ、その費用の一部を助成することで、町民の防犯意識を高揚させ、更なる防犯環境の整備に努めてまいります。

近年、災害が激甚化・頻発化する中での災害発生予防及び災害拡大防止の取組といたしまして、道路、河川、農業用施設等のインフラの強靱化を進めてまいります。

次に、本町の幹線道路である矢野安浦線及び瀬野呉線で進められているバイパス整備事業は、まちの発展と町内の渋滞緩和を図るために必要不可欠な事業であるため、早期完成に向けて、県と連携して引き続き全力で取り組んでまいります。

町道の新設・改良事業においては、狹隘区間の拡幅・通学路の安全対策・災害時の避難活動等で必要な箇所への拡幅などを実施し、道路交通の利便性と、安全性向上に取り組むほか、県道矢野安浦線バイパスと一体的に進める必要がある町道萩原線の新設事業を進め、円滑な道路ネットワークの構築に努めてまいります。

交通輸送対策としましては、生活福祉交通「おでかけ号」の見直しなどを検討するとともに、既存

バス路線の更なる利用促進につながるようにバス事業者と協調し、利便性の高い路線の維持を進めてまいります。

次に、下水道事業でございますが、引き続き熊野団地内の老朽化した汚水管路を計画的に更新してまいります。

【基本目標5 人と自然が調和する美しいまち】

筆の里工房の周辺整備につきましては、令和6年度より国庫補助金「社会課題対応型都市公園機能向上促進事業」の採択を受け、今年度に引き続いて、観光交流施設及び調整池・駐車場の整備を推進し、令和8年度上半期オープンを目指してまいります。

【基本目標6 自立と協働 みんなで創る持続可能なまち】

DXの推進につきましては、令和3年3月に策定しました「熊野町 dX推進計画」に基づき、行政運営の効率化や住民サービスの向上等に計画的・継続的に取り組んでいるところです。

国から令和8年3月末までに対応することを義務づけられている、「基幹業務システムの標準化・共通化」について、確実な標準準拠システムへの移行に取り組んでまいります。

新年度の予算規模

これらの施策を中心に予算編成を行なった結果、令和7年度の一般会計の総額は、119億7,953万4千円となり、前年度と比べて17.2%の増となりました。

また、特別会計は3会計の合計で57億8,867万4千円、企業会計は1会計で11億6,917万円を計上しております。

終わりに

社会環境が大きく変化する中で、多様化・複雑化するニーズへの対応にも多様性が求められています。そのような中でも、皆様の声をしっかりと聴きながら、街の幸福度ランキング1位の評価を維持し、「熊野町に住み続けたい」と思われるまちづくりを進め、皆様とともに熊野町の未来を切り拓いていく所存でございますので、議員各位をはじめ、町民の皆様の格別なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、令和7年度の施政方針といたします。

令和7年度予算及び主要事業について

○ 令和7年度 予算

教育費 … 1,070,245 千円 (熊野町一般会計予算の8.9%、対前年度比+12.9%)

うち教育部予算

費目 (款:教育費)	事業名	予算 (千円)
項) 教育総務費		
目) 教育委員会費	教育委員会活動事業	2,482
目) 事務局費	学校教育一般管理事業	4,798
	学校教育振興事業	19,662
	学校支援事業	99,708
項) 小学校費		
目) 学校管理費	小学校一般管理事業	47,832
	小学校施設維持管理事業	74,511
	小学校大規模改造事業	62,039
目) 教育振興費	小学校教育振興事業	39,181
	小学校低学年書道科指導事業	6,261
項) 中学校費		
目) 学校管理費	中学校一般管理事業	44,957
	中学校施設維持管理事業	49,435
	中学校大規模改造事業	4,774
目) 教育振興費	中学校教育振興事業	22,921
項) 学校給食費		
目) 学校給食費	学校給食事業	221,358
項) 社会教育費		
目) 社会教育総務費	社会教育一般事務事業	4,011
	二十歳を祝う会事業	888
	青少年健全育成事業	155
	郷土館管理運営事業	1,590
目) 町民会館費	町民会館施設管理事業	22,168
目) 公民館費	熊野町公民館管理運営事業	9,140
	公民館一般事務事業	3,125
目) 図書館費	図書館運営事業	52,691
目) 防災交流センター費	東防災交流センター管理運営事業	10,953
	西防災交流センター管理運営事業	12,916
項) 保健体育費		
目) 保健体育総務費	社会体育一般事務事業	49,971
目) 体育施設費	社会体育施設管理事業	18,923
		886,450

・ その他の「教育費」 文化財保護費 … 1,020 千円 (産業観光課 所管)
 人件費 … 182,775 千円 (総務課 所管)

○ 主要事業

(令和7年度 当初予算)

(単位:千円)

事業名	事業費	事業内容
小学校大規模改造事業 (熊野第三小学校南校舎改築事業)	56,000	「熊野町学校施設長寿命化計画」に基づき、熊野第三小学校南校舎の改築に向けた実施設計業務を実施する。
小学校大規模改造事業 (小学校空調設備設置事業)	4,645	児童の熱中症予防など健康面への配慮や、意欲をもって学べる学習環境への改善を図るため、熊野第一小学校の特別教室へ空調設備を整備する。
中学校大規模改造事業	4,774	生徒の熱中症予防など健康面への配慮や、意欲をもって学べる学習環境への改善を図るため、熊野中学校の特別教室へ空調設備を整備する。
学校給食事業 (学校給食備品等購入事業)	28,000	令和7年度2学期からの学校給食食缶方式移行に伴い必要となる備品等の購入を行う。
学校給食事業 (学校給食提供に係る物価高騰対策支援補助金)	8,112	エネルギー・食料品等物価高騰の影響下において、切れ目なく保護者の負担軽減を図りつつ、これまでどおりの栄養バランスや質を保った給食が提供できるよう、給食を提供している事業者へ支援金を交付する。

(繰越明許費による事業)

(単位:千円)

事業名	事業費	事業内容
学校給食事業	6,000	令和7年度2学期からの学校給食食缶方式移行に伴い必要となる学校施設の改修工事を行う。

(重点取組事項)

No.	事項名	取組内容
1	コミュニティ・スクールの推進	学校・地域の連携を一層推進するため、コミュニティ・スクール実践の先進地視察や、学習会・実践交流会等の研修の充実に取り組む。
2	広島版学びから始まる地域づくりプロジェクト事業	「広島版学びから始まる地域づくりプロジェクト事業」として、東防災交流センターにおいて防災をテーマとした研修会や避難所運営訓練等を行うとともに、実行委員会による東防災フェスタを開催する。
3	児童生徒の主体的な学びを促す授業改善とおした学力向上	「がんくまプロジェクト」として、両中学校区でそれぞれ「探究的な学習」と「道徳教育」を通じた授業研究に取り組むとともに、学びの変革推進協議会において個別最適な学びの充実に向けた取組等を充実させる。
4	安全・安心な学習環境の整備 I	食缶方式による全員喫食の学校給食を令和7年秋から提供することを目標として、食缶方式移行準備委員会を組織し、

	学校給食の充実(食缶方式)	学校における受入れを円滑に行う体制を整備する。
5	安全・安心な学習環境の整備Ⅱ 小学校大規模改造事業の実施	安心安全な教育環境の確保及び新しい時代に求められる学校施設の整備を図るため、熊野第三小学校南校舎の改築に向けた実施設計を行う。
6	読書活動事業の推進	令和7年3月に策定した「第4次 子どもの読書活動推進計画」に基づき、くまどく事業の推進を柱に、発達段階に応じた読書習慣形成の取組を充実させる。
7	「第3次 熊野町教育大綱」の策定	「第2次 次熊野町教育大綱」の進捗状況や課題等を把握するとともに、第6次熊野町総合計画における後期基本計画の内容を踏まえて「第3次 熊野町教育大綱」を策定する。

次期「熊野町教育大綱」策定の基本的な考え方について

R7.5 教育部教育総務課

1 趣旨

令和3年に策定した「第2次熊野町教育大綱」の計画期間が令和7年度末で終了することから、令和8年度以降の本町教育の基本的な方針を示す「第3次熊野町教育大綱」の策定について、基本的な考え方を定める。

2 大綱の位置付けについて

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を策定するもの。
- 教育基本法第17条に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は地域の実情に応じて策定することとされているもの。

3 第2次熊野町教育大綱（現行）について

- 本町では、令和3年3月に開催した熊野町総合教育会議において、「第2次熊野町教育大綱」について決定している。
- 「第2次熊野町教育大綱（R3～R7）」は、熊野町の施策を総合的かつ計画的に実施する「第6次熊野町総合計画（前期計画：R3～R7、後期計画：R8～R12）」の教育、学術及び文化の振興に関する事項と整合を図っている。

4 第3次熊野町教育大綱（次期）について

(1) 基本的な考え方

「第2次熊野町教育大綱（現行）」をベースに、「第6次熊野町総合計画（後期計画）」の内容を踏まえて策定する。

(2) 計画期間

令和8年度～令和12年度

(3) 策定手法等

- 「第2次熊野町教育大綱（現行）」の進捗状況や課題等を明らかにしたうえで、「第6次熊野町総合計画（後期計画）」の策定過程において、昨今の社会情勢の変化等を反映させるとともに、まちづくりや福祉等との緊密な連携を図る。
- 策定にあたり、「熊野町総合教育会議」や「教育委員会会議」等において協議・調整する機会を設けることにより、教育施策の方向性を確認する。
- 大綱に掲げる方針等に基づき、毎年度、教育行政施策方針を定めるとともに、指標等を用いた施策の点検・評価を行うことにより、大綱に掲げる取組を推進する。

【スケジュール（予定）】

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
策定作業	R6 事務点検・評価	「総合計画(後期)」の策定作業と連動		策定
会議等	【随時】 定例会			総合教育会議 ●

第2次 熊野町教育大綱

令和3年3月

熊野町

I 熊野町教育大綱について

1 はじめに

熊野町では、平成23年度からの10年間を計画期間とする「第5次熊野町総合計画」に基づき、町の将来像「ひとまち、育む 筆の都 熊野」を目指して町づくりを推進してきました。

しかしながら、その後の経済情勢における少子高齢化や急速な人口減少、また自然災害や未知の感染症など様々なリスクに対する危機管理体制の強化とそれに伴う町民意識の高まりなど、町を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、地方分権の推進、参画と協働によるまちづくりなど、市町村の果たすべき役割は更に大きくなっています。

このような中、更に自立し、持続的な発展が可能となるよう、目指すべき町の将来像を描き、その実現に向けて実施する施策や事業の体系を示し、まちづくり全体、また各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的に「第6次熊野町総合計画」を策定しました。

「第6次熊野町総合計画」では、地域社会や世界で活躍できる人材を育成できるよう、教育の充実をより一層図ることにより、本町での幼少期が人生の糧となるような魅力ある教育環境を創造することとしており、このことを基本に「第2次熊野町教育大綱」では、更なる教育行政施策の進展を図るため「熊野町教育大綱」を見直し、今後5年間の町全体で取り組むべき目標や方向性について示し、各種施策を進めることとします。

2 策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）（以下、「法」という。）第1条の3第1項の規定により、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針（国の教育振興基本計画）を参酌した上で、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

熊野町教育大綱（計画期間：平成28年度から令和2年度まで）の計画期間が満了を迎えることから、国の教育振興基本計画を参酌し、教育行政に関する町民の意向をより一層反映させるため、法第1条の4第1項に定める「総合教育会議」において、町長と教育委員会とが協議、調整し、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。

3 他の計画との位置づけ

本大綱は、令和2年度に計画期間が満了する「熊野町教育大綱」を、熊野町の町づくりを方向づけ、施策を総合的かつ計画的に実施していく「第6次熊野町総合計画」を踏まえたうえで、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針として、引き続き定めるものです。

4 大綱の期間

本大綱の計画期間は、「第6次熊野町総合計画」の期間を鑑み、総合計画前期期間と同様の令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、国の動向や社会情勢等、教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直していくものとします。

II 基本理念

『学ぶ力と 豊かな心を育むまち』

III 基本方針

将来像「ひと・まち・育む 筆の都 熊野」に向けた基本理念「学ぶ力と豊かな心を育むまち」を実現するため、子どもたち一人ひとりが、主体性・創造性を持ち、それぞれの能力や個性を生かしながら、将来を担う人材となるよう、本町の自然や歴史、人材等を活用した特色のある教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを進めます。

また、生涯を通じて、学び続け、充実した生活を送ることができるよう学習機会を提供するとともに、文化や芸術、スポーツにふれる機会を設けることで、豊かな心を育む教育に努めます。

基本施策1 学校教育の推進

1 幼保小中連携教育の推進

- ・幼稚園・保育所、小学校、中学校の連携を強化し、幼保小中教育推進協議会を通じた研修会の充実などにより、幼保小中が連携・協力して切れ目のない教育を推進していくとともに、今後も接続カリキュラム（アプローチ・カリキュラム及びスタート・カリキュラム）の更なる充実に取り組んでいきます。

2 適正な学校配置の検討

- ・児童生徒数の動向に対し、適正な教育環境を確保していくため、必要に応じて小中学校の適正規模及び適正配置について検討します。

3 学校教育体制の充実

- ・校長を中心に、組織として機能し、柔軟で機動力のある学校運営体制の確立を図ります。
- ・多様な教育課題や学校課題に対し、校長をはじめとするすべての職員が子どもたちのことを第一に考えた適切な指導や行動をとれるよう、研修等を通じた資質の向上を図ります。
- ・「※GIGAスクール構想」に基づき、デジタル技術を積極的に活用することで、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや理解度に応じた教育体制の強化を図ります。
- ・「GIGAスクール構想」の実現により、基礎学力の向上を図るとともに、「※Society5.0」やグローバル化など新たな時代に対応した柔軟な発想のできる子どもの育成につなげます。

- ・時代の急速な変化に対応した教育体制を構築するため、デジタル機器等の活用により、教育の充実、学習機会の保障及び教職員の働き方改革に努めます。
- ・各種の学力調査を計画的かつ継続的に実施し、児童生徒の学力実態を的確に把握することで、より実効的な授業改善を行います。
- ・職業に関する知識を身につけ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力を育てる「※キャリア教育」を推進します。
- ・学校図書館に学校司書を配置するとともに快適な読書環境を整え、学習及び読書活動の充実を図ります。
- ・学校給食（※デリバリー方式）に地産地消を取り入れ、食育を継続して実施し、充実を図ります。
- ・課題発見・解決型の学習の充実など、子どもたちの「主体的な学び」の創造につながる取り組みを推進します。

4 地域における学校支援の充実

- ・「地域とともにある学校」づくりに向けて、「※コミュニティ・スクール」の仕組みを活用することで、学校運営協議会を中心とした地域と学校との連携により、小中学校における学校行事等の支援や地域の特色を生かした体験活動など、地域住民の多様な学校支援を促進します。

5 ふるさと教育の推進

- ・小学1・2年生で行う「※低学年書道科」授業の実施や小学校中学年での筆づくり体験など、地域の特色を生かした学習を推進します。
- ・地域の歴史・文化の継承、農業・ボランティア体験など、地域ならではの魅力の伝播や創意工夫した地域学習を推進します。

6 健やかに学ぶ環境の整備

- ・障害のある児童生徒に対する適切な教育支援を行うとともに、個に応じた教育や教育環境の充実に努めます。
- ・命や性の在り方を理解し、社会のルールを守る心豊かな児童生徒を育成するよう、発達段階に応じた人権教育や道徳教育の充実に努めます。
- ・不登校等に対応するため、適応指導教室など児童生徒が相談できる場を確保するとともに、スクールソーシャルワーカーや教育支援員を配置するなど、教育相談体制を充実します。
- ・いじめや不登校について、地域や学校の実情に沿った取り組みを実施できるよう、コミュニティ・スクールでの問題提起など、学校と地域全体で取り組める体制づくりについて検討します。
- ・デジタル機器を活用し、個別最適化した教育の充実に努めるとともに、オンライン授業を活用した学習の機会を確保します。

7 学校施設の整備

- ・学校施設の老朽化に対応するため、学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の状況や将来的な需要の見通しを踏まえ、効率的・効果的な事業方法を選択するとともに、予防保全的な維持管理と計画的な修繕や改修、改築に努めます。

8 安全対策の強化

- ・児童生徒の学校内外における安全確保のため、防災教育をはじめとした学校安全教育を進めます。
- ・児童生徒が安全に通学できるよう、交通安全に配慮した通学環境の確保及び学校、地域が一体となった登下校時の見守り体制の充実を図ります。

基本施策2 生涯学習の振興

1 生涯学習体制の充実

- ・生涯学習を積極的に推進していくため、公民館等に関わる職員の資質向上や有識者による指導者の確保など、専門性を高めるよう取組体制を強化し、生涯学習の体系的な推進を図ります。
- ・町民の自主的な活動グループ・団体の育成や活動支援、相互連携の促進を図るとともに、指導者やボランティアの発掘・育成に努め、これらの有効な活用を図ります。

2 生涯学習活動の活性化

- ・「くまどく」事業の充実を図るとともに、子どもだけでなく大人の読書推進に関する取組みについても推進します。
- ・家庭・青少年・高齢者教育、国際・環境問題など、多様で専門性の高い学習機会の提供に努めます。
- ・放課後子ども教室運営委員会の活性化を図り、土曜くまのっ子教室の開催など、子どもを対象とした教室・講座の充実を図ります。
- ・広報誌、ホームページの充実やSNS等の活用により、公民館事業など生涯学習に係る情報をきめ細かく提供します
- ・若い世代や子育て世代が生涯学習活動に取り組めるよう、魅力ある教室・講座の充実や活動場所の確保に努めます。

3 生涯学習施設の整備・有効活用

- ・図書館機能の充実を図るため、電子書籍の導入の検討を行うとともに、資料・情報の収集と整理、館内設備とサービスの充実に努めます。
- ・図書館や公民館等において、デジタル技術を積極的に活用して、生涯教育の充実を図るとともに、リモートによる学習機会の確保などに努めます。
- ・公民館等の老朽化に対応した施設改修や設備の更新を計画的に進め、機能の維持に努めるとともに、各館の連絡調整を図ります。
- ・町民が利用しやすい施設の運営方法について検討し、既存施設の有効利用を図ります。

基本施策3 文化・芸術の振興

1 地域文化活動の支援

- ・町民や地域の文化団体・サークルの文化活動を支援するとともに、「町民文化祭」の実施、各種文化講座の開催、指導者の確保等、文化活動の場と機会の提供に努めます。
- ・コンサート、文化講演会など、町民の希望に沿った魅力ある文化イベントの開催を図ります。

2 芸術文化の振興

- ・子どもから大人まで、町民が優れた芸術・文化に親しむことができるよう、音楽・演劇などの鑑賞機会の提供に努めるとともに、それらの提供方法及び周知の充実を図ります。

3 文化活動の推進

- ・くまのみらい交流館、町民会館、図書館など、施設の性格を生かしたネットワーク化を推進し、有効な活用を図ります。

基本施策4 スポーツの振興

1 スポーツ振興体制の充実

- ・町民誰もが、関心・適正等に応じてスポーツを楽しめる環境づくりを進めるため、「スポーツ振興計画」を策定し、短・中長期的なスポーツ振興を図ります。
- ・幼児から高齢者までの生涯スポーツの振興を図り、体力づくりや健康づくりを推進するとともに、スポーツ教室、イベントの開催など、ホームページやSNS等を通じてスポーツ・レクリエーションに関するきめ細かい情報提供に努めます。
- ・体育協会、スポーツ少年団など各種団体の活動を支援し、競技力の向上を図るとともに、スポーツボランティアや指導者などの確保や資質の向上に努めます。

2 スポーツ・レクリエーション活動の活性化

- ・スポーツ・レクリエーション活動が日常化されるよう参加機会の拡充を図ります。
- ・熊野駅伝大会や新春スター駅伝大会をはじめ、町民が参加しやすく、魅力あるスポーツ大会等、各種イベントを開催します。

3 総合型地域スポーツクラブ（筆の里スポーツクラブ）の育成と定着

- ・子どもから高齢者まで、誰もが、体力、年齢、目的等に応じて親しむことができる各種スポーツ教室、高齢者健康スポーツ教室、講座等を開催します。
- ・町民のニーズを把握し、若年層の会員の加入促進やスポーツクラブ活動の定着化を図ります。

4 スポーツ・レクリエーション施設の整備・有効活用

- ・既存施設の適切な管理運営を促進するとともに、施設の計画的な改修・設備の更新に努め、良好な利用環境を維持します。

- ・手軽なレクリエーションの場として、くまのファミリー公園・冒険広場の活用を促進します。

おわりに

「熊野で学んでよかったと思える 熊野で学んでみたいと思われる教育の町の実現」
 「教育の町 熊野」宣言に基づき、21世紀を担う児童生徒の健やかな成長を願い、家庭の絆、近隣や地域との連帯を図るとともに、あらゆる教育を通して町民が誇りを持って生き甲斐ある人生を送ることができるまちづくりも推進します。

用語解説

P	用語	解説
2	GIGA スクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現すること ※「GIGA」とは <u>Global and Innovation Gateway for All</u> の略称で、「全ての人に、世界の様々な技術革新を利用できるようにする」こと
2	Society5.0	狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより経済的発展と社会的課題の解決を両立する目指すべき未来社会 (Society5.0の時代において求められる資質・能力を育成するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠で、その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとしての先端技術を効果的に活用することが必要)
3	キャリア教育	生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・能力を育てる教育
3	デリバリー方式 (学校給食)	デリバリー方式(給食)とは 調理・ランチボックスへの盛付・配送などの作業を、民間業者に委託している給食
3	コミュニティ・ スクール	学校・保護者、地域住民がともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させる仕組み
3	低学年書道科	小学校1・2年生において教育課程外で年間15時間、書写の授業を行う熊野町独自の取組み

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
 - ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
 - ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上
- 人生100年時代に複雑化する生涯にわたって学び続ける学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。未来への投資としての教育投資を社会全体で確保。公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

- ①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
 - ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
 - ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大等
- ②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
 - ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
 - ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
 - ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けたいと思う児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. イノベーションを担う人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化 	<ul style="list-style-type: none"> ・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善